平成２８年（フ）第３４８号
鹿児島県日置市伊集院町郡1944番地５
破産者　下松　　勝
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１７７号
北海道中川郡美深町字富岡356番地１
破産者　向井　博文
１　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
２　一般調査期日　平成30年４月19日午後２時20分
平成30年２月７日　　旭川地方裁判所民事部
平成２９年（フ）第２９０号
（開始決定時の住所）北海道旭川市永山９条14丁目４番21号
破産者　石田　弘美
１　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
２　一般調査期日　平成30年３月29日午後２時40分
平成30年２月８日　　旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第１２６０号
名古屋市西区浄心１丁目１番６－601号　シティ・ファミリー浄心
破産者　岡田　髙明
１　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
２　一般調査期日　平成30年４月24日午後２時40分
平成30年２月７日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第６２６号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地240
破産者　元村ゆかり
１　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
２　一般調査期日　平成30年４月23日午前11時
平成30年２月７日
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第５６２号
広島市中区銀山町11番20号
破産者　株式会社タカタ
１　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
２　一般調査期日　平成30年４月18日午前11時30分
平成30年２月８日
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第３１９号
大分市大州浜１丁目３番43号
破産者　大分輸送株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
２　一般調査期日　平成30年４月17日午前11時
平成30年２月８日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第２４７３号
大阪府豊中市千里園２丁目４番11号
破産者　南　　隆義
１　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
２　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時30分
平成30年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第２４７４号
大阪府豊中市千里園２丁目４番11号
破産者　南　　昌子
１　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
２　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時30分
平成30年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第２１９号
佐賀県伊万里市松島町293番地
破産者　有限会社池司蒲鉾工場
１　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
２　一般調査期日　平成30年４月19日午前11時
平成30年２月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第２２０号
佐賀県伊万里市脇田町3322番地83
破産者　池田　公司
１　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
２　一般調査期日　平成30年４月19日午前11時
平成30年２月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第１７５号
愛知県岡崎市西本郷町字和志山75番地　和志山荘　３－104、前住所名古屋市緑区鳴海町字三高根33番地の１　ハイツコンドウ202号
破産者　下園　裕子
１　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
２　一般調査期日　平成30年５月29日午後２時15分
平成30年２月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産管財人変更

平成３０年（フ）第１号
長野県松本市筑摩４丁目３番48号
破産者　信州ドリーム開発株式会社
破産管財人　森本　　遼が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　李　　栄愛
平成30年２月６日　長野地方裁判所松本支部
平成３０年（フ）第２号
長野県塩尻市大門泉町６番５号　泉町コーポ201、前住所長野県松本市渚１丁目１番10－302号　しるく・いち
破産者　本田　　強
破産管財人　森本　　遼が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　李　　栄愛
平成30年２月６日　長野地方裁判所松本支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２００１号
青森県三戸郡五戸町字天満後39番地６
清算株式会社　株式会社丸屋商店
代表清算人　丸屋　愛逸
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所十和田支部
平成３０年（ヒ）第２号
長野県松本市浅間温泉１丁目29番15号
清算株式会社　株式会社ＹＭＴ
代表清算人　宇留賀靖久
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部
平成２９年（ヒ）第３０２７号
大阪市東住吉区駒川５丁目３番７号
清算株式会社　株式会社和新
代表清算人　山地　敏之
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部
平成３０年（ヒ）第３００５号
大阪市西区立売堀４丁目５番７号
清算株式会社　甲斐田産業株式会社
代表清算人　森下　芳信
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第９号
北九州市小倉北区浅野２丁目14番２号
清算株式会社　株式会社ＲＲＨＫ
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１９号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　黒田飼料株式会社
代表清算人　廣川　　守
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者一覧表の協定債権者に対し、貸付債務として別紙債権者一覧表の金額欄に記載された債務及びそれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
２　協定債権者は、清算株式会社に対する前項の貸付債権及びそれに対する利息・損害金をすべて免除する。
３　前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた限度で効力を失う。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部